

令和5年4月11日  
国土交通省航空局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく  
「国際航空旅客動態調査」の落札者決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「国際航空旅客動態調査」については、下記のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方の住所、名称

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

国際航空旅客動態調査パシフィックコンサルタンツ・アーバントラフィックエンジニアリング・R・T・ジオリサーチ・エスピー研・トラビ入札参加グループ

代表者 パシフィックコンサルタンツ株式会社

首都圏本社 本社長 彌永 信夫

2. 契約金額

327,140,000円（税込）

3. 実施期間

令和5年4月12日から令和8年3月31日まで

4. 国際航空旅客動態調査の内容及び確保されるべき質

(1) 本業務の概要

本業務は、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要な、国際航空旅客の個人属性や流動パターン等の把握を目的として実施している。

ア. 調査の対象

調査実施期間中に国際定期路線を利用して出国した日本人・外国人旅客及び通過（トランジット）・乗換（トランスファー）旅客を対象とする。

イ. 調査対象空港

調査実施期間中に国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している国内の全空港を対象とする。

ウ. 調査の時期

調査は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ航空需要の回復傾向を詳細に把握するため、令和5、6年度は5月、8月、11月、1月の4回、航空旅客需要が令和元年度レベルにまで回復すると推計されている令和7年度は、通年と同様に、原則旅客数がピークとなる8月（以下「ピーク時」という）及びオフピークとなる11月（以下

「オフピーク時」という)の年2回実施する。

#### エ. 調査事項

調査項目は、出発便名、旅行目的、アクセス手段等であり、「アンケート用紙」を基本とする。

#### オ. 調査の方法等

旅客ターミナルビル内(制限区域内)で、調査票に記載される内容についてアンケート調査を実施すること。

また、ラウンジ利用の旅客については、各航空会社のラウンジの入口付近において調査員がアンケート票を配る方式、または、ラウンジの入口に調査票を設置し、利用者自らが記入し回収箱にて回収する方式とする。

加えて、タブレット端末やQRコードを活用したオンラインによる調査についても試行的に実施する。

### (2) 実施に当たり確保されるべき質

#### ア. スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、国土交通省航空局と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

#### イ. マニュアルによる対応

問合せ・苦情・照会対応業務においては、対応マニュアル等を作成し、適宜対応すること。また、実査業務に当たり、調査方法を記載した対応マニュアルを作成し、滞りなく調査を実施すること。

#### ウ. 目標サンプル数達成率

本業務を通じ、ピーク時及びオフピーク時の各アンケート調査における調査票の目標サンプル数達成率(目標サンプル数に対する獲得サンプル数の割合とし、以下「達成率」という)が、100%を下回ってはならない。達成率が、100%を下回り、民間事業者の責めによらない場合は、調査の再実施の可否を国土交通省航空局と協議する。

なお、達成率が100%を下回った場合は、その要因について分析し、国土交通省航空局に報告するとともに、達成率を確保する上で必要な改善策を検討する。

## 5. 国土交通省航空局に報告すべき事項

### (1) 業務計画書

民間事業者は、契約締結後、以下の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制表
- ④ 打合せ計画
- ⑤ 関係機関との調整事項

⑥ 実施方針

⑦ その他監督職員へ承認・協議を得る必要がある事項等

(2) 報告等について

4. (2) で設定した「質の確保」がなされること、または、なされていることを確認するため、民間事業者は、次のア～ウにて国土交通省航空局と協議・報告を行うこと。

その他、監督職員から指示のあった事項については可及的速やかに対応するものとし、監督職員又は民間事業者が必要と認めた時には打合せを行う。この際、電話や電子メールを積極的に活用するものとする

ア. 事前協議（調査実施年度ごとの業務着手時 1回/年）

調査の開始に当たり、業務計画書を作成し、調査履行体制、関係機関との調整事項、動態調査の実施方針等について協議する。

イ. 中間報告（調査実施年度ごとの各月調査終了後 令和5、6年度にあたっては4回/年、令和7年度にあたっては2回/年）

調査票回収数等を整理し、追加調査の必要性について報告する。追加調査を実施する必要がある場合には関係機関との協議事項や調査計画について協議する。

ウ. 最終報告（調査実施年度ごとの業務完了時 1回/年）

当該年度に実施した業務結果全体を報告し、当該年度の調査完了について監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 国による調査への協力

国土交通省航空局は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国土交通省航空局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

(4) 指示について

国土交通省航空局は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

6. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して国土交通省航空局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものと

し、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

## 7. 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置

### (1) 請負業務の開始及び中止

#### ア. 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

#### イ. 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国土交通省航空局の承認を受けなければならない。

### (2) 公正な取扱い

ア. 民間事業者は、本業務の実施にあたって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

イ. 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

### (3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

### (4) 宣伝行為の禁止

#### ア. 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、国土交通省航空局及び「国際航空旅客動態調査」の名称又はその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が国際航空旅客動態調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

#### イ. 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施にあたって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

### (5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくては

ならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録及び帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類等を、翌年度より5年以上保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

ア. 民間事業者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条を含む著作権の全てを国土交通省航空局に無償で譲渡するものとする。

イ. 民間事業者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、国土交通省航空局が承認した場合は、この限りではない。

ウ. ア及びイに関わらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。

エ. 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(10) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国土交通省航空局以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

(11) 再委託の取扱い

ア. 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、

再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性) について記載しなければならない。

ウ. 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国土交通省航空局の承認を受けなければならない。

エ. 再委託先からの報告

民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 再委託先の義務

再委託先は、上記 6. 及び 7. (2) ~ (10) までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

カ. 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(12) 契約内容の変更

民間事業者及び国土交通省航空局は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けることとする。

(13) 契約の解除

国土交通省航空局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(14) 契約解除時の取扱い

ア. 契約解除時の請負報酬の支払

上記 (13) に該当し、契約を解除した場合には、国土交通省航空局は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

イ. 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記 (13) に該当し、契約を解除した場合、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として国土交通省航空局の指定する期間内に納付するとともに、国土交通省航空局との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行

わなければならない。

#### ウ. 延滞金

国土交通省航空局は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

#### エ. 損害賠償

国土交通省航空局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、国土交通省航空局から民間事業者へ損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### (15) 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

#### (16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国土交通省航空局が協議するものとする。

#### (17) 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

#### (18) 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国土交通省航空局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国土交通省航空局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

#### (19) 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

ア. 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は国土交通省航空局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として国土交通省航空局の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 5 1 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- ② 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ 本契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

イ. 民間事業者は上記 1) の規定による金額を国土交通省航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

8. 第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等  
本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

国土交通省航空局が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通省航空局は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国土交通省航空局の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省航空局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 国土交通省航空局に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省航空局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国土交通省航空局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国土交通省航空局に損害を与えたときは、民間事業者は、国土交通省航空局に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

9. 本業務の実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施にあたっては、業務管理及び統括等を行う作業責任者を置くものとする。

本業務は、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要な、国際航空旅客の個人属性や流動パターン等の把握を目的とし、旅客ターミナルビル内（制限区域内）で、調査票に記載される内容についてアンケート調査を実施するものである。